契 約 変 更 理 由 書

神戸市

工　　事　　名	下山手通５丁目地区他汚水管改築更新工事

契約変更後の工事概要

・管きょ更生工　φ200㎜　L=52.87m
・管きょ更生工　φ250㎜　L=561.27m
・管きょ工（開削・部分開削）　K1φ250㎜　L=2.00m
・管きょ工（開削・撤去）HPφ250㎜　L=12.65m
・マンホール工　１式
・取付管およびます工　１式
・付帯工　１式
・仮設工　１式

契約変更の理由

本工事は、中央区下山手通５丁目地区他の汚水管路を、開削工法及び管きょ更生工法により改築するものであるが、以下の理由により契約変更が生じる。

１．管きょ更生工
　事前調査の結果、管きょ工（開削・布設替）を予定していた路線の大半において管きょ更生工による施工が可能であることが判明したため、管きょ工（開削・布設替）が減工となり、管きょ更生工が増工となる。

２．人孔改良工
　事前調査の結果、人孔改良の処置が必要と認められる人孔の存在が新たに判明したため、人孔改良工が増工となる。

３．付帯工
　管きょ工（開削・布設替）の減工に伴い、舗装復旧面積が減少したため、付帯工が減工となる。

４．仮設工
　関係機関との協議の結果、交通誘導警備員を追加配置する必要が生じ、仮設工が増工となる。

５．管きょ内調査工
　事前調査の結果、前処理工が増工となる。

６．その他
　事前調査及び現地精査の結果、数量に増減が生じる。

（公表様式第６号）